

平成 31 年

第 1 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

平成31年 第1回 定例 ・臨時委員会 議事録		
委員会 日程		会場
開会日時	平成31年1月31日 午前 ・後 1時30分	佐渡市役所 畑野行政サービスセンター -3階 大会議室
閉会日時	平成31年1月31日 午前 ・後 2時44分	
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	
出席者	欠席委員	会議録署名委員
教育長 渡邊 尚人		仲川 正道
1番委員 佐藤 辰夫		中村 友子
2番委員 仲川 正道		
3番委員 中村 友子		
4番委員 信田 恵子		
議案説明のため出席した職員		
学校教育課 課長 山田 裕之 管理主事 濱田 晴明 課長補佐 伊藤 賢治 総務係長 飯田 誠	社会教育課 課長 渡辺 竜五 ジオパーク推進室長 斎藤 辰弥 中央図書館長 濱崎 賢一 図書係長 中濱 智子	
	子ども若者課 課長 市橋 法子 園児支援係長 本田 寿之	
傍聴人	有 無	
報告の要旨	「議事の概要」のとおり	

会議で行った選挙の結果		
なし		
会議に付議した事件の題目		
議案第1号 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定に係る専決処理について		
議案第2号 佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定に係る専決処理について		
議案第3号 佐渡市学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について		
報告事項		
1 公立幼稚園における副園長職の配置について		
2 学校情報について		
3 その他		
次回定例会の開催日等		
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数		
なし		
請願、陳情	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項		
特になし		

【議事の概要】

	<p>◎本定例教育委員会は、午後 1 時30分から開催した。</p>
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今から平成31年第 1 回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・ 初めに、日程第 1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により、仲川委員と中村委員の 2 名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。 ・ 日程第 2、議案第 1 号「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定に係る専決処理について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<p>・ 渡辺社会教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、議案第 1 号についてご説明をいたします。 ・ 佐渡市公民館条例の一部を改正する条例ですが、これにつきましては10月の議案第52号で議決をいただいたものです。内容は両津の公民館の場所を現在の新しいところに移転し、又、部屋の面積が変わることから、使用料金が変るという 2 点の改正です。この条例につきましては、施行の日を決めておりませんでした。工事の完成日がずれ込むおそれもあることから、明確にしていなかったものです。つきましては、施行の日を決める必要がありますので、先月12月の委員会において施行の期日を 1 月21日、予定どおりではございますが、その日から施行するというので、これを専決で行わさせてほしいということをして12月でお願いしたものです。それに基づきまして、公民館条例の一部を改正する条例を、1 月21日から施行するということの規則を制定したものの専決をお願いするものです。
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移転が完了しましたので、専決ということをお願いをしたものであります。
<p>・ 委員全員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問ございませんでしょうか。よろしいですか。
<p>・ 委員全員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし
<p>・ 渡邊教育長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なしと認めます。 ・ それでは、採決いたします。 ・ 本件を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
<p>・ 委員全員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし
<p>・ 委員全員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なしと認めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ よって、議案第 1 号「佐渡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定に係る専決処理について」は原案どおり承認されました。 ・ 次に、日程第 3、議案第 2 号「佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定に係る専決処理について」を議題といたします。 ・ 事務局の説明を求めます。
<p>・ 渡辺社会教育課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、議案第 2 号についてご説明いたします。 ・ これにつきましても議案第 1 号とほぼ同じ内容ですが、両津の図書館を現在の支所の 4 階に設置するための条例でございました。これは10月議案の

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<p>53号でお認めいただいたものでございます。これにつきましても、施行期日を規則委任されておりました。12月定例会の中で施行期日を1月21日とする規則としたいということの専決のお願いを申し上げて、ご了解いただいたものです。この専決を1月にさせていただいたという内容です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これも先ほどの公民館と同様です。1月21日から運用を開始しております。 ・ 質問等ございますでしょうか。よろしいですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし ・ これより採決いたします。 ・ 本件を原案どおりに承認することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第2号「佐渡市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定に係る専決処理について」は原案どおり承認されました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、日程第4、議案第3号「佐渡市学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について」を議題といたします。 ・ 議案第3号については人事に関する内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ それでは、議案第3号を秘密会といたします。 ・ 【秘密会】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【議案第3号「佐渡市学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について」は原案どおり承認された。】 ・ 次に、日程第5、報告事項に入ります。 ・ 公立幼稚園における副園長職の配置についてです。 ・ 事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋子ども 若者課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ よろしくお祈りします。今回ご報告させていただきたい案件は、3園あります公立幼稚園に副園長を新年度から配置することにつきまして、一定のご報告をさせていただき、年度末にはまた最終的なご承認いただきたいというふうに考えております。事前に概要説明書の方をお配りしておりますけれども、今回幼稚園におきまして、今現在は教諭、主任教諭、園長というのをこれまでたどってまいりました。ですが、やはり主任教諭から園長に上がるというステップではなく、学校教育法、それから佐渡市の行政組織の規則にありますように副園長を置くことができるというような形になっておりますので、やはり職員のマンネリ化、それからモチベーションを上げる意味でも子どもたちの教育への影響も考え、副園長職を置くことをご提案したいというふうに考えております。現在人事部局との協議は進めているところですが、まだ最終決定をしておりません。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 仲川委員 ・ 市橋子ども 若者課長 ・ 仲川委員 ・ 市橋子ども 若者課長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私ども今回、幼稚園の業務を補助執行で承ってから、いろいろ職員の人事異動について調べてまいりましたが、やはり幼稚園教諭の採用が長年にわたりされておりません。そうすると、保育園に勤務をしている幼稚園教諭の免許を持った職員を幼稚園に異動せざるを得ないという状況でございます。保育園については、皆様ご承知のように保育士不足の中でやっておりますし、やはり幼稚園に通う子どもたちにも適切な教育が必要だということと、それから従事する職員が異動が全くなく、ある職員においては十四、五年もずっと同じところにいるというような状況がありましたので、やはり市の内部の組織体制をきちんとしたものにする。それから、適切な勤務に対する評価をするという意味でも副園長を配置することで動きたいというふうに考えております。学校教育法の方では必須職員、園長、教頭、教諭ということがうたわれておりますけれども、副園長は置くことができるというふうになっております。ただ、人材不足でもありますので、新年度からは現在の主任教諭を副園長とするような形になるかもしれませんけれども、そのための追加補充は人員的にはできない状況でございます。なので、今後学校教育課の方と副園長を置く職員の基準、それから園の基準等々について協議を進め、新年度からぜひとも副園長職の配置ができる園があるといいなというふうに考えております。法律の方を真つすぐ読むとできないとは書いていないので、教諭を置く、教諭が副園長を兼ねることができるというふうに学校教育法の方を読み取り判断をいたしました。なので、今回お配りした追加資料等にございますような法的なところをまた委員の方からお知恵をお借りしまして、私どもの判断の中で不備等がございましたらまたお知恵を借りられたらと思っておりますのでご報告でございます。よろしく願いいたします。 ・ 質問等ございましたらお願いします。 ・ まず、確認ですが、これは子ども若者課の補助執行という形ですか。決裁権限はどこにあるのでしょうか。 ・ 決裁的には人事なので、教育委員会にございます。 ・ 教育委員会ですね。最終的にはまた教育委員会に戻ってくると解釈していいんですね。 ・ はい。 ・ 大事なことですので、ちょっと確認させてください。法的な解釈の問題ですが、2枚目の上の「副園長の配置」を読んで、本当にこういうことがあり得るのか、読みかえられるのか、とても不思議に思った。「副園長は教諭を兼ねる」ことというのは本当にあり得るのか。これは解釈の誤りではないか。下のアスタリスクのところの「教諭が副園長を兼ねることができる」ということから、副園長が教諭を兼ねることができる」と読みかえることが可能である」という法解釈は本当にあり得るのか。更に文部省の昭和31年の省令32号と、併せて、幼稚園設置基準も見せていただきました。設置基準5条
---	---

<p>・市橋子ども 若者課長</p>	<p>の2項、「特別の事情があるときは教諭等は専任の副園長又は教頭が兼ね」と書いてあります。そうすると、先ほど課長さんが言われた「副園長は教諭を兼ねる」とは、ちょっと違うんじゃないかなと私は思った。これを見ると、副園長又は教頭が教諭等を特別な事情があるときは兼ね、と読める。つまりそちらからいただいた2ページ目の上半分部分の説明の解釈が間違っている。その上で、特別な事情というのは一体何かというと、恐らく現場の意識からすると、教諭が例えば突然退職した、であるとか、教諭に事故があり担当できなくなったときに上の者が下の者を兼ねる、という解釈であろうと思います。行政で言えば、課長補佐が係長を兼ねる事務取扱という制度があります。それは、できると思う。ところが今度は逆。今の課長の説明で、主任教諭に副園長をやらせるということは逆だ。それは、特別に短期間事情があるときに職務代理者に命じることはできるけども、常時、恒常的には無理であろう。もう一つ、学校教育法では副校長と同じなのですが、副園長というのは保育をつかさどることができないんです。教頭であればできる。だから法的に無理のあることを通さない方がいい。もう一遍やり直した方がいい。</p>
<p>・仲川委員</p>	<p>・今、仲川委員おっしゃるように、私もこれを最初に読んだときには全く今と同じ解釈をしています。その特別の事情というのはじゃ何があるのかというと、それこそ今おっしゃっていただいたような例えば園長なり教諭に何かあったときというところだというふうには最初読みました。今回この言葉を、法の解釈をやると、確かに上の者が下の職を兼ねるというように読めるんですけども、私ども特別の事情というのは、やはり他の保育園のように園児が多くない小規模的な幼児教育をしているというようなところも特別事情に当たるかというのはちょっと今精査をしているところなんですけれども、「教諭等は副園長が兼ねることができる」とあるので、副園長が教諭を兼ねるという読み方、この法律はそうなっているんですけど、逆に副園長を兼ねることができるというような言い回しの中で、役職の職務代理というような言葉というのも確かに私も考えたんですが、そこの部分を逆転状況がその事情によってできないとは書いていないというところが私の読み方です。今、法規の方にも本当にこれで、この解釈でいいのかというのは協議をしています。なので、これが例えば主任教諭というのが教頭というところに至ると、やはり下に教諭がいなければ教育できないので、ここの部分もどうしたらいいのか。人は増員できない。でも、キャリアのある職員がきちっとスキルアップをしながら園で教育をしていくために、これをそういう解釈ができるかというところは、私はここはあくまでも報告事項で、私どもの課の見解を書かせていただいたんですが、今、仲川委員おっしゃるようにやはり真っすぐ読むとそういうふうに読めます。なので、法規部門と協議をしているところではあります。</p>
<p>・仲川委員</p>	<p>・ぜひ協議して、しっかりとした法解釈をしてください。やってしまっただけからおかしいとなると、もとに戻さなきゃいけなくなります。</p> <p>・それから、副園長を置く根本となる理由を恐らく職員の士気を高めるた</p>

	<p>め、モラルの問題に置いた。でも、例えば高等学校であれば、大規模な学校でとても校長一人で決裁が間に合わないことがあるから、その一部を副校長に移譲して、副校長が自分で専決ができるという状況をつくるのがこの副校長なり副園長の大きな目的なんです。それよりも第2次的、3次的なところに理由を置いてしまっているものですから、私はこのままでは賛成できないと考えています。法的な問題と、根本理由と2つあるんです。これをクリアしていただきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私も確認をしておきたいんですが、事前に話があったときに決裁権は子ども若者課にあるというような話を聞いたので、じゃお好きにどうぞということを行ったんですが、先ほどの発言はちょっと違うようなんですが。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋子ども若者課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終的な補助執行業務としていただいて……
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 市橋子ども若者課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助執行なんですよ。 ・ 私が補助執行でいただいている部分に人事のところはありませんので、最終的にこの決裁権自体は教育委員会になります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ですよ。それを確認したかったのですが、こちらにはありませんということだったので、そんなふうを考えていたんですが、これ学校教育法にそのとおりでいけば仲川委員のとおりなので、ちょっと私も疑問は感じています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐藤委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私もこれを事前にいただきまして、法的な解釈が逆も真なりということは必ずしも言えないだろうと感じました。 ・ それともう一つ、この表の枠内の下の2行目に一定の効果を得るためという、この言葉ですが、一定の効果とは一体何なんだろう。これが制度的に非常に業務がスムーズにいくとか、そういった制度的なものであればいいんですが、若干心情的なものが入っていないか。これは、意欲の低下を理由とか、マンネリ化を理由というのは、それで逆の解釈をするというのはちょっと危険かなというか、本来の改善、改革とか、見直しとはまた違う何かが必要じゃないかと、こう感じました。 ・ そして配置する必須として園長、教頭、教諭とはあるのに、なぜ教頭というものを、必須と定められているものを飛び越えて置くことができるという副園長の方をもつのか、そしてまた佐渡にはそういった教頭という発想というものはあるのかなのか、まず順序性としてはそちらかなと思ったんです。必須の方だと思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋子ども若者課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後段の教頭の部分につきましては、やはり当然必須なので、私としても教頭という職というのも考えはしたんですが、全体的な他の例規、今回も添付しました佐渡市の行政組織規則等を見たときに、やはり教頭というところについては、今幼稚園に置くべき規則になっておりません。副園長は置くことができる。多分これは、総務の方にも確認をしたんですが、保育園と同じような形で副園長という役職を置くことができるというふうに今の市の規則はなっているのであろうというところがありましたので、同じように学校

	<p>教育法の方で副園長を置くことができるというふうな規定があるのであれば、多くの法改正、規則改正等を伴わない副園長というところに今回設置をできないか、配置をできないかということで教頭という選択を外し、本日のご報告に至っております。</p>
<p>・ 仲川委員</p>	<p>・ やっぱり解釈に無理がありますね。学校教育法で教頭は必須だというのは、それを佐渡市の規則で定めなくて、急に副園長にもってくるというのはやっぱり不備がある。もしそれをやるのであれば、もともとの佐渡市の規則を変える。そこに教頭を入れて、新しく園長の補佐をする人間が必要であれば、教頭という役職でやらせる方が法的には無理がない。教頭であれば保育をつかさどることができるわけですから、直接に園児の面倒を見ることができる。全く無理がない論理になると思います。</p>
<p>・ 市橋子ども 若者課長</p>	<p>・ わかりました。法規の方と、また総務の方とも協議をさせてください。</p>
<p>・ 中村委員</p>	<p>・ 先ほどのお話でマンネリ化を防いでモチベーションを上げるというお話があったのですが、この配置については増員はしない方向だというお話でした。でも、実際に現場のお話を聞いているとモチベーションは非常に低いです。なぜかという、幼稚園教諭という資格を有した方が何名もいらっしゃる中で、幼稚園に配属されると大変だと思っている保育士さんがたくさんいて、教諭の免許を更新するのに時間とお金、労力と金銭面が非常に大変だということでした。ですので、その他免許を有していても、結局更新のときにそんなに大変だったら更新しないでおこうというふうな考えをお持ちの方がたくさんいらっしゃるようで、免許をそのまま更新せずに、現在保育園に勤めている方もたくさんいるということでした。延長保育が幼稚園で実施される時にお願いもしたのですが、年度が変わると園児も変わり、大変になってくると思うので、増員等お願いしますというふうに以前お願いしましたが、それについても年度が変わっても増員がなく、実際に先生方は非常に苦勞しておっしゃっておりますので、モチベーションを上げるためにはやはり今いる職員をどのようにして大事にしていくかというところが一番重要になってくるので、なおかつ役職、副園長というのを配置して、それも兼ねて子どもを見るとなってしまうと、よりモチベーションが上がるどころかどんどん下がっていくと思うので、その辺のところをもっと加味してもらいたい。現場をもっと加味してあげないと、この後続いていけないというのはあります。実際に延長をすることによって、今まで行けなかった、保育園にしか通えなかったお子さんたちを幼稚園に預けようかなという保護者の動きも実際にあるそうです。ですが、そこで園児が増えても増員がないとか、業務に関して変わらない、なおかつこういうふうに役職がついて今以上の業務を課せられてしまうとやっぱり大変だと思うので、もう少し現場の声を拾い上げていただきたいなと思います。</p>
<p>・ 市橋子ども 若者課長</p>	<p>・ 人数の増員の配置につきましては、私ども幼稚園の場合、やはり幼稚園の設置基準で1クラス35人というものが決められております。現状皆様ご承</p>

知のように35人を超える幼稚園はございません。なので、今現在は園長の配置、それから教諭の配置プラス早朝保育というか、預かり保育を実施している関係もあり、臨時職員、それからパートの職員というような形で配置をしているところでございます。今後園児の人数、また、さわたであれば3歳児から始めておりました、今順調に園児数も伸びておりますので、そういった中で35人以上が見越せるような形であれば、当然人員配置というのは検討してまいりますけれども、保育現場でも国の基準に定められたものプラスアルファの中で余裕をもった形で子どもの教育というのは必要だというふうに私どもも認識しております。現場からの要請に応えながら有資格者を獲得しておるところでございますが、幼稚園に関しましては今のところ人員増というところにはなかなか至っていないのが現状です。

・ それから、ご説明の冒頭で申し上げましたここ数年というか、合併後幼稚園教諭の採用枠の確保が全くございませんでした。なので、多分それはこれまで学校教育課の方で担っておる間に子どもの数も増えておりませんが、そういった中での募集がなかったものというふうに考えておりますけれども、佐渡市は今度あいかわ幼稚園、相川統合の関係も含めまして、こども園等の設置も考えていることを含み、昨年、28年から幼稚園教諭の免許更新、先ほどお話のありましたその更新を計画的に職員にお願いしております。今言うように更新したくないという方々もやっぱり中にはいらっしゃるんですが、やはり市の職員として雇用され、今後公立のこども園ができたときにどこに配属されるかわからないというようなことを踏まえた中で、幼稚園教諭の免許の更新をお願いしたいということを現場の方にも話しておりますし、それから昨年度からは一定の公費負担がある中で免許更新をしていただくと。そうしないと幼稚園の補助執行が当課に参った関係で、保育園から幼稚園の異動というのが当たり前になってきました。なので、そのときに保育園の職員だからといって幼稚園に異動しなくていいわけではないというところを鑑みて、職員には周知をしながら更新をかけているところであります。確かに現場も大変なところでやっていただいておりますけれども、今後も現場の話聞きながら環境整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

・ 渡邊教育長
・ 委員全員
・ 渡邊教育長
・ 市橋子ども
若者課長

・ この件についてはまた再検討ということでよろしいでしょうか。
・ 異議なし
・ では、報告事項1はこれで終わります。
・ 追加で配らせていただいた資料なんですが、1つだけPRをさせていただきます。3月2日に当課主催で市長と子育て世代の意見交換会というのを開催したいと思っております。先ほど議題にもありました新しい両津の公民館を会場に意見交換会を午後行いたいと思っております。
・ それから、同時にその日の午前中ですが、子連れアクティブ防災講座ということで、やはり子どものことにかかりきりになっていて、なかなか防災意識というのがあるようでないというような子育て世代の方が多くいると

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 渡邊教育長 ・ 渡辺 社会教育課長 ・ 斎藤 ジオパーク推進室長 	<p> いうお話が聞かれました。子連れ防災ということで、子どもを連れて安全に避難するためにはどうしたらいいのか、それからよくお化粧品グッズの中で防災のときに水が出ませんと、被災したときに水が出ませんとか、ああいうふうな防災グッズとか、そういうようなもののご紹介とかというようなところを島外でやっております法人さんから講師を招きまして講座をやりたいと思っております。こちらにつきましては、親子だけではなく、おじいちゃん、おばあちゃんとしてのご参加も大丈夫ですので、ぜひ皆様方のご参加をいただければと思っておりますのでPRでございます。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ では、次に報告事項2に入ります。学校情報についてです。 ・ 報告事項2については児童生徒等の個人情報に係る内容ですので、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いします。 ・ 挙手 ・ それでは、報告事項2を秘密会といたします。 ・ 【秘密会】 ・ 報告事項、その他ということ。 ・ 2点ほど報告をさせていただきたいと思えます。 ・ まず、1点目は、ジオパークの対応です。以前にも若干ご説明いたしましたが、本年の10月に再認定審査ということで、今条件つきになっておりますので、条件つきが取れる本認定ということで取組を進めております。その中に今年両津に2月から我々も移るといふところと公民館が、図書館と一体になっています。ジオパークの拠点をどこに置くかということはずっと博物館等で協議していましたが、今の状況で博物館に置くというのは余り現実的ではない。人の動きもそうですし、配置もそうですし、非常に問題だということ、これからご説明いたしますが、公民館と一緒に両津の佐渡島開発センター、あそこは、大きなホールもあって、個室もたくさんあります。展示等については階段のホールのところ非常に2階は今椅子が置いてある状態でかなり広くとれますので、一定程度、また、裏の通路の方もかなり広うございますので、展示等もそれなりのものが当面確保できるだろうということを加味しました。 <p> また、両津小学校も視聴覚ライブラリーの場所が空きますので、その一角を借りて研究をするスペースもあるということで、研究講座はライブラリーの場所を使っていく。通常の市民講座向けは公民館と一緒にやっていく。大きなイベントはホールがあると。展示は階段のところと裏の廊下等を最大限使うということで、一定程度、永久的とは申しませんが、まず今の段階で一定程度の拠点性は確保できるのではないかと判断しておりますので、そこをやっていきたいといふところと今の若干の状況と認定への状況等を、ジオパーク推進室長の方からご説明申し上げます。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今ほどお配りしました中で、まず両津図面というこちらの図面の方をご覧いただきたいと思えます。こちら今ほど課長から説明がありました我々が
--	--

移転する佐渡島開発総合センターの平面図になります。1枚目が1階の図面になりまして、こちらの方のエントランスホールの方に情報提供ということでパンフ類の設置、それから今宿直室になっているスペースがあるのですが、⑥というところで、ここにジオパークガイドが常駐できるようなスペースを考えていきたいというふうに思っております。

- ・ 裏面の方をご覧ください。こちらが2階の平面図になります。社会教育課がこちらになりますけども、ジオパークの事務局もこちらに入りますし、それからこれもロビーの方を中心に展示の方を行っていききたいと。あと、奥の方の会議室についてはここで講座の座学等を行っていききたいというふうに思います。また、このフロア以外にも支所との渡り廊下ですとか、市の方の3階の図書館の方のスペースも有効活用できる部分を検討しまして、展示等の充実を図っていききたいと思っております。
- ・ 続きまして、平成29年度に佐渡ジオパークは再認定審査を受けまして、条件付きとなっております。それで、2年後、平成31年度に再認定審査を受けるところであります。まず、再認定審査ということで、こういった1枚のものをご覧いただきたいと思いますが、再認定審査とは、ということで、ジオパーク認定になりますと4年に1度再認定審査というのがございます。その再認定審査で、さらに再認定されますと次4年後ということになります。この4年後の再認定審査で条件が付きますとその下、黄色いところ、条件つき再認定ということで、佐渡ジオパークが今この状態にあるということです。そして、次の再審査が2年後になるということになります。その2年後の再審査で認定されますと再認定となって、次がまた4年後になります。再審査でも認定されませんと認定は取り消しというような形になります。
- ・ その下をご覧ください。現在29年度の再認定審査で、合計9項目の課題が挙がっております。その中でも特に優先して取り組むべき部分としまして、3つのプログラムといいますか、世界文化遺産、世界農業遺産、ジオパーク、この3つの事業の関連性を明確にするということと、ジオパークというのは見どころをサイトといたしまして、このサイトの再設定ということも指摘されております。こちらをまず優先することによって、以下のものが順次解消されていくというような流れになります。
- ・ 次に、A4横の指摘事項に対する進捗状況という書類の方をご覧ください。こちらに表面、裏面合わせて9つの項目がございます。それぞれの現在の進捗状況ということであります。まず最初に、3つのプログラムの類似点、相違点の理解ということにつきましては、こちらはそれぞれの事務担当レベルで担当者会議を開きまして、制度上の比較を行い、類似点、相違点について確認をしております。これを今後ジオパークの総会で提示をしまして、協議会の中での理解を図っていききたいと思っております。
- ・ 次に、3つのプログラムのかかわりの明確化ということで、こちらにつ

きましてはその関連性を明確にするということで、戻りますが、こういった大きな色刷りの資料ご覧ください。こちらの方で我々としましては、3つのつながりをどう捉えるかというところで、3つがつながって佐渡が形成されるというような観点からそれぞれの関連性をこういった形で資料にしております。こういったものを協議会の場ですとか、あるいは協議会以外の関連する団体等の総会等の場で提示をする中で理解を深めていきたいというふうに思っております。内容につきましては、時間の都合がありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。そういった関連性を明確にした上で、佐渡全体の3つのプログラムを網羅したストーリーを決定したいというふうに考えております。今その作業を行っております。

- ・ 次に、サイトの再設定ということで、こちらはまず認定当初から見どころとして設定をしておりました各ポイントをプロットしたマップをまずホームページの方に掲載をしたいと思っております。その上で紙ベースとしてのジオサイトマップも作成をしております。
- ・ それから、認定当初から島内を10のエリアに区切りまして活動しておりました。そのうち認定再審査までにはここにありますが4つのエリアについてのサイトの再設定を完了するというので、ただ今作業を進めております。
- ・ 次に、視認性の向上ということですが、こちらの方は既に交通機関や各施設等にポスターやのぼり旗を設置しておりますし、また佐渡汽船の方と調整をしましてカーフェリー、ジェットfoil船内や新潟、佐渡の各ターミナル内に看板を設置するというので進めております。こちらも後ほどご覧いただきたいんですが、イメージということで、こういった場所にこういったものというふうなものがありますので、後ほどご覧ください。
- ・ それから、5としまして保護、保全方針の決定ということで、こちらは事務局の方で保護、保全管理計画の素案を策定しまして、現在市役所内の関係部署で調整を行っております、これも来年度の協議会の総会で承認を得て、完成させようという形で進めております。
- ・ 裏面の方をご覧ください。観光動線の構築につきましては、サイトの再設定と連動しながら、サイトが決定したエリアから順次モデルコースなり、ツアーコースの設定ということで進めてまいります。また、連携するような形で観光交流機構の方でも既存のコースにジオパークの要素を取り込んだ旅行商品を提供するというので決定しています。
- ・ 次に、協議会の活動の活性化ということで、こちらについては各専門部会、4つの専門部会がございます。部会間の情報共有ということで、部会の活動状況を共有しますし、それをまた運営委員会の方でも報告をしまして、全体としての活動の活性化を進めてまいります。
- ・ それから、専門的過ぎる看板や冊子媒体の改善ということで、こちら先ほど言いましたエリアごとのパンフレット、既存のものがありますが、これの見直しを完了させる予定であります。その他、協議会のホームページには今後の情報ということで外国人向けの英語版の情報も掲載をしております。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 ・ 渡辺 社会教育課長 ・ 濱崎 中央図書館長 	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最後の拠点施設につきましては、先ほどご説明したとおりですので、省略させていただきます。 ・ 以上のような形で現在取り組んでおりまして、今年の秋に再認定審査を受けるといような状況になっております。 ・ 質問等ございましたらお願いいたします。一遍に情報が入ってきたので、またご覧になってご意見等ありましたらお伺いしたいと思いますが、今日の時点ではいかがですか。いいですか。 ・ 発言なし ・ また、後日でも結構ですので、よろしく申し上げます。 ・ もう一点、図書館の方お願いします。佐渡市立図書館ビジョンにつきましては以前委員の方からご指摘をいただき、その後我々の方で修正をかけまして、図書館協議会の方にかけて、今回、案としてできたものです。事前にお送りすればよかったのですが、ちょっと間に合わなかったもので、今日でなくても構いませんので、またご意見がありましたらファクスでもメールでも電話でも構いませんので、図書館の方に情報、若しくは私どもの方に情報をいただければというふうに考えております。これから、周知としては市民説明会をやって、市民の方にも見ていただいて、意見反映を今後していきたいということを考えております。その意見反映をした上で本年度末までに立ち上げていきたいというふうに考えている状況です。 ・ 内容について図書館長の方から説明いたします。 ・ それでは、前回のときに佐渡市図書館ビジョンのたたき台ということで説明させていただきました。そこで教育委員の皆様方から貴重なご意見をいただきまして、また1月8日に図書館協議会を開催して、その中で協議した中で素案という形にまとめさせていただいております。この内容については基本的には変わっておりませんが、特に変わった点としましては2番にあります図書館ビジョンの構成と実施期間ということで、以前は評価というのが一番最後のページにありましたが、図書館協議会のところで評価というふうな話があったんですけども、これはビジョンの中の2番に入れた方がいいんじゃないかというところで、最後のところに本ビジョンは平成31年度からの10年間を通じて目指す図書館の姿を決めたものです。本ビジョンに基づき実施する施策、事業については評価を行い、その結果を公表しますということで2番につけ加えさせていただきました。 ・ また、4番の佐渡市の目指す図書館像というところで、理念のところがあります。表題の佐渡の人づくりを支える地域の学べる拠点というところは変更ありませんが、その下にあります枠で囲んだ内容は若干変更させていただきました。これについては佐渡の教育大綱は、という理念がありまして、その基本の理念としておりますけれども、その中でそれまでは地域の皆さんの暮らしということで、人づくりを支える内容、また、地域の学びの拠点という内容をこの下のところにつけ加えさせていただいたところです。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ その次の（２）番の目指す図書館像の基本的な柱というところになります。１番、２番、３番、４番、５番と大きな柱があります。その下の丸の言葉がありますけれど、これについては以前の今後の取組の方向というところでこの内容がありましたが、それをこの柱の中に盛り込んだということになります。この内容は変わっておりません。 ・ 続きまして、最後の６番の今後の取組の方向という部分で事業計画をつけ加えさせていただいております。これについてはこのビジョンとは離れませんが、年度ごとの事業計画を作成して、随時変更していきたい内容になります。この内容についても皆様方、市民の皆様の意見を聞きながら、この事業計画も随時変更していきたいと考えております。この形のビジョンの説明をするため、２月７日からの懇談会を開催したいという内容であります。内容については後日確認してください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見等ございますでしょうか。実際にはこの回覧のとおり、また市民説明会の方から意見も得ながら、その間にまた委員の皆様方からも意見をもらって案をつくっていききたいと。最終的にはパブリックコメントもかけるということで展開をしていきます。まだまだ時間はございますので。この間の仲川委員の指摘のように文章等は今の段階で少しは直したということ。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡辺社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私も勘違いしていたのですが、１ページ目の図書館ビジョンの策定の目的と背景の２段落目です。図書館法第７条の２の規定に基づき、24年12月に改正された図書館の設置及び運営上の望ましい基準、ここで基本的には佐渡市立図書館は地域の人にビジョンを示しなさいということが書いてあります。これをベースにすればよかったです。その下に平成20年に改正された図書館法という言葉があります。通常24年が上にあって、20年が下になるということはありませんので、ここがひっかかりました。私の方で直させていただきます。またいろいろご指摘いただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今日というわけではございませんが、今、気になる点があったらお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。またお時間がありましたら説明会等に顔を出していただけるとありがたいというふうに思います。別に強制ではございませんので。よろしいですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 渡邊教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発言なし ・ では、この件はこれで終わりにします。 ・ 次に、４番目、教育委員会事務所の移転についてということをお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 山田学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、先ほどジオの中にも資料あったんですけども、教育委員会、現在佐渡島開発総合センターの方が支所が引っ越しまして空になっています。現在工事をこれからしていくという状況で、このような形で引っ越し予定にしております。引っ越し日が２月15日の金曜日から16日の土曜日の２日間で行い、もし終わらなければ17日の日曜日にかけてやり、18日の月曜日からは本格的に両津でオープンという形になっております。現在のプランです

<p>・ 渡邊教育長</p> <p>・ 渡邊教育長</p>	<p>ので、またこれ引っ越してみても若干変わることはあるかと思いますが、1階が学校教育課で2階が社会教育課になるということは変わりませんので、今後このような形でお願いします。また、新しい教育委員会の事務局ができましたら教育委員会の会議のときにでも少し見学の時間をとりまして、施設の中を見ていただくような時間を考えていきたいと事務局の方では思っておりますので、また本物を見ていただいた方がいいと思いますので、今日は報告だけということをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また実際に動いたら見ていただきたいというふうに思います。 ・ 日程6、次回の定例会の開催日です。 ・ 【2月25日、月曜日、午後3時からで提案し、各委員の都合を聞いて調整した。】 ・ 以上で第1回の佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後2時44分終了</p>
-------------------------------	--